

改正案	現行
<p>第四十三条 社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>前項但書ノ場合ニ於テハ受託者ヲ登録権利者トシ委託者ヲ登録義務者トス</p>	<p>第四十三条 社債ノ信託ノ登録ニ付テハ受託者ヲ登録権利者トシ委託者ヲ登録義務者トス</p>
<p>第四十四条 削除</p>	<p>第四十四条 左ニ掲グル社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 信託財産ニ属スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三条第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登録</li> <li>二 信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ属スル社債ノ信託ノ登録</li> <li>三 信託法第二十七条ノ規定ニ基キ復旧スル社債ノ信託ノ登録</li> </ul>
<p>第四十六条 社債ノ信託ノ登録ハ信託ニ係ル当該社債ノ移転又ハ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前条第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>信託法第三条第三号ニ掲グル方法ニ依リ為サレタル信託ニ因ル社債</p>	<p>第四十六条 社債ノ信託ノ登録ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル当該社債ノ移転ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前条第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第四十四条第一号ノ社債ノ信託ノ登録ハ第三十六条第一項ノ規定ニ</p>

ノ変更ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

(削る)

第四十七条 受託者変更ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス  
前項ノ規定ハ信託法第八十六条第四項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八条 受託者ノ任務ガ死亡、後見開始若ハ保佐開始ノ審判、破産手続開始ノ決定、法人ノ合併以外ノ理由ニ因ル解散又ハ裁判所若ハ主務官庁(其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及其ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム以下同ジ)ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前条ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第四十九条 社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者及受益者ノ氏名又ハ名称及住所
- 二 受益者ノ指定ニ関スル条件又ハ受益者ヲ定ムル方法ノ定アルトキハ其ノ定

三 信託管理人アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及住所

依ル当該社債ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ属スル社債ノ信託ノ登録ノ請求ニ之ヲ準用ス

第四十七条 受託者更迭ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ更迭ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス  
前項ノ規定ハ信託法第五十条第二項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八条 受託者ノ任務ガ死亡、破産手続開始ノ決定、後見開始若ハ保佐開始ノ審判又ハ裁判所若ハ主務官庁(其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及其ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム以下同ジ)ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前条ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ

第四十九条 社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所
- (新設)

(新設)

四 受益者代理人アルトキ八其ノ氏名又ハ名称及住所

五 信託法第百八十五条第三項ニ規定スル受益証券発行信託デアルトキ八其ノ旨

六 信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託デアルトキ八其ノ旨

七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条ニ規定スル公益信託デアルトキ八其ノ旨

八 〽十一（略）

第一項第二号乃至第六号ニ掲グル事項ノ何レカヲ記載シタルトキハ同項第一号ノ受益者（同項第四号ニ掲グル事項ヲ記載シタル場合ニ於テハ当該受益者代理人ガ代理スル受益者ニ限ル）ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載スルコトヲ要セス

第五十一条 裁判所ガ信託管理人又ハ受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ囑託スルコトヲ要ス主務官庁ガ信託管理人又ハ受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキ亦同ジ

（略）

第五十二条 前条第一項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官庁ガ信託ノ変更ヲ命ジタル場合ニ之ヲ準用ス

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 〽五（同上）

（同上）  
（新設）

第五十一条 裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ囑託スルコトヲ要ス主務官庁ガ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ

（同上）

第五十二条 前条第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ変更シ又ハ主務官庁ガ信託ノ条項ヲ変更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三条 登録機関八信託財産二属スル登録社債ニ付左ニ掲グル登録ヲ為ストキ八職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ノ変更ヲ為スコトヲ要ス

一 信託法第七十五条第一項又八第二項ノ規定ニ依ル登録社債ノ移  
転ノ登録

二 信託法第八十六条第四項本文ノ規定ニ依ル登録社債ノ変更ノ登  
録

三 受託者タル登録名義人ノ氏名若八名称又八住所ニ付テノ変更又  
八更正ノ登録

第五十五条ノ二 信託ノ併合又八分割ニ因リ登録社債ガ一ノ信託ノ信  
託財産ニ属スル財産ヨリ他ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産トナリタ  
ル場合ニ於ケル該登録社債ニ係ル当該一ノ信託ニ付テノ信託ノ登  
録ノ抹消及当該他ノ信託ニ付テノ信託ノ登録ノ請求八信託ノ併合又  
八分割ニ因ル登録社債ノ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ  
為スコトヲ要ス信託ノ併合又八分割以外ノ事由ニ因リ登録社債ガ一  
ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産ヨリ受託者ヲ同一トスル他ノ信託ノ  
信託財産ニ属スル財産トナリタルトキ亦同ジ

信託財産ニ属スル登録社債ニ付為ス左ノ表ノ上欄ニ掲グル場合ニ於  
ケル登録社債ノ変更ノ登録（第四十六条第二項ノ登録ヲ除ク）ニ付  
テ八同表ノ中欄ニ掲グル者ヲ登録権利者トシ同表ノ下欄ニ掲グル者  
ヲ登録義務者トス

一 登録社債ガ固有財産ニ属スル 財産ヨリ信託財産ニ属スル財産	受益者	受託者
-----------------------------------	-----	-----

第五十三条 第四十七条又八第四十八条ノ場合ニ於テ登録ヲ為シタル  
トキ八登録機関八職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ為スコトヲ要ス

（新設）

トナリタル場合		
二 登録社債が信託財産二属スル財産ヨリ固有財産二属スル財産トナリタル場合	受託者	受益者
三 登録社債ガ一ノ信託ノ信託財産二属スル財産ヨリ他ノ信託ノ信託財産二属スル財産トナリタル場合	当該他ノ信託ノ受益者及受託者	当該一ノ信託ノ受益者及受託者

第五十八条 信託財産二属スル登録社債ガ移転又ハ変更ニ因リ信託財産二属セザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移転又ハ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

信託ノ登録ノ抹消ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第六十二条 登録ヲ為シタル無記名社債ノ社債権者ハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項並ニ担保付社債信託法第四十九条第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ提示スルコトヲ要スル場合ニ於テハ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ当該社債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面（以下登録内容証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ既ニ其ノ交付ヲ受ケ未ダ之ヲ交付シタル登録機関ニ返納セザル間ハ此ノ限ニ在ラ

第五十八条 信託財産二属スル登録社債ガ移転ニ因リ信託財産二属セザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移転ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財産二属スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移転シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条 登録ヲ為シタル無記名社債ノ社債権者ハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項並ニ担保付社債信託法第九十五条第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ提示スルコトヲ要スル場合ニ於テハ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ当該社債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面（以下登録内容証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ既ニ其ノ交付ヲ受ケ未ダ之ヲ交付シタル登録機関ニ返納セザル間ハ此ノ限ニ在ラ

ス

(略)

ス

(同上)

船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）

改正案

<p>（業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え）</p> <p>第十三条 法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える保険業法の規定</p> <p>第二百四十二條第一項</p>	<p>（略）</p> <p>会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第百七十一条において準用する場合を含む）並びに第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四条の二第二項及び第</p>
<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p> <p>同法第十五条第七項及び第三十四条において準用する会社法第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）</p>

現行

<p>（業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え）</p> <p>第十三条 法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える保険業法の規定</p> <p>第二百四十二條第一項</p>	<p>（同上）</p> <p>会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第百七十二條において準用する場合を含む）並びに第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四条の二第二項及び第</p>
<p>読み替える字句</p>	<p>（同上）</p> <p>同法第十五条第七項及び第三十四条において準用する会社法第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）</p>

(略)	(略)	九十六条の十六第二項
(略)	(略)	
(同上)	(同上)	九十六条の十六第二項
(同上)	(同上)	



貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令（昭和二十七年政令第二百十一号）

改正案

現行

貸付信託法施行令

貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令

（貸付信託について準用する信託法の読替え）

（新設）

第一条 貸付信託法（次条において「法」という。）第八条第五項の規定において貸付信託について信託法（平成十八年法律第百八号）第百九十条第二項第二号、第百九十九条及び第二百条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣

		府令で定めるものをい う。(以下同じ。)を
第百九十九条及び 第百九十九条第一 項	受益権(第百八十五 条第二項の定めにあ る受益権を除く。)	受益権

(特別留保金)

第二条 法第十四条第一項の規定により、貸付信託の収益の計算の時期ごとに、特別留保金として積み立てるべき金額は、当該収益について計算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当する金額以上であつて、かつ、当該信託報酬の額の千分の四十に相当する金額以下とする。ただし、特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の総額の千分の五に相当する金額を超えることとなつてはならない。

貸付信託法第十四条第一項の規定により、貸付信託の収益の計算の時期ごとに、特別留保金として積み立てるべき金額は、当該収益について計算すべき信託報酬の額の千分の二十五に相当する金額以上であつて、かつ、当該信託報酬の額の千分の四十に相当する金額以下とする。ただし、特別留保金の金額が当該貸付信託の元本の総額の千分の五に相当する金額を超えることとなつてはならない。

改正案	現行
<p>(指定勘定)                      第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第九十三号）第八号又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行する債券（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券を含む。）のうち、本邦通貨で表示されるものとする。</p> <p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸</p>	<p>(指定勘定)                      第二条 (同上)</p> <p>2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第九十三号）第八号又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行する債券（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券を含む。）のうち、本邦通貨で表示されるものとする。</p> <p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託</p>

4  
5  
(略) 付信託を命ずる。

4  
5  
(同上) (貸付信託を命ずる) 付す。

中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十二号）

改正案

現行

（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）

第十二条 法第九条の八第八項第二号及び第九条の九第六項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）

第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同

組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を

いう。以下この条及び第二十二条において同じ。）を信託業法第五

十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみな

す。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第

十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五

十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「

営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に

掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるもの

は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える信託

業法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第五十条の二第

三項第一号

商号

名称

第五十条の二第

三項第二号

資本金の額

出資の総額

第十二条 （新設）

（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用）

第五十条の二第

取締役及び監査役

（理事及び監事

三項第三号	委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	
第五十条の二第 三項第七号	営業所	事務所
第五十条の二第 六項第二号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第 六項第八号	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	理事又は監事
第五十条の二第 十二項の表第三 十四条第一項の 項	行うすべての営業所	行うすべての事務所
第五十条の二第 十二項の表第四	又は監査役	取締役若しくは執行役 又は監査役
第十一条第二項第 二号の項	若しくは監査役又は 業務を執行する社員	理事又は監事
第五十条の二第 十二項の表第四	行うすべての営業所	行うすべての事務所
第十一条第三項の		

項	第五十条の二第 十二項の表第四 十二条第一項の 項	これらの業務	営業所その他の施設若 しくは当該信託会社を 子会社とする持株会社 の営業所若しくは事務 所に立ち入らせ、これ らの業務
項	第五十条の二第 十二項の表第四 十五条第二項の 項	これらの事務 若しくは監査役又は 業務を執行する社員	事務所その他の施設に 立ち入らせ、これらの 事務 取締役若しくは執行役 、会計参与又は監査役 理事又は監事

2| 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規  
定により行われる同項第五号に掲げる事業（以下この条において「  
社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七  
年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十  
三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金  
融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項そ  
他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用

法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規  
定により行われる同項第四号に掲げる事業（以下この条において「  
社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七  
年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十  
三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金  
融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項そ  
他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用

<p>協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。」をいう。以下この項において同じ。</p> <p>（の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>3  社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。</p> <p>4  社債募集の受託等事業に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、信用協同組合等を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。</p>	<p>協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。」をいう。以下この項において同じ。</p> <p>（の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p> <p>2  社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用協同組合又八中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ為ス協同組合連合会ノ事業」と読み替えるものとする。</p> <p>3  社債募集の受託等事業に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、信用協同組合等を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。</p>
---	--



農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改正案

現行

<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第八項第二号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第一条（新設）</p>	
読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第五十条の二第三項第一号	商号	名称	
第五十条の二第三項第二号及び第六項第二号	資本金の額	出資の総額	
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行す	理事及び経営管理委員並びに監事	

<p>第五十条の二第 三項第七号、同 条第十二項の規 定により適用す る第三十四条第 三項</p>	<p>営業所 る社員)</p>	<p>事務所</p>
<p>第五十条の二第 六項第八号 第五十条の二第 十二項の規定に より適用する第 十一条第一項</p>	<p>取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役 本店</p>	<p>理事若しくは経営管理 委員又は監事 主たる事務所</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第三 十四条第一項の 項及び第四十一 条第三項の項</p>	<p>行うすべての営業所</p>	<p>行うすべての事務所</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四</p>	<p>又は監査役</p>	<p>取締役若しくは執行役 又は監査役</p>

二号の項	業務を執行する社員	委員又は監事
第五十条の二第 十二項の表第四 十二條第一項の 項	これらの業務	営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所 に立ち入らせ、これらの業務
第五十条の二第 十二項の表第四 十五條第二項の 項	これらの事務 又は監査役 若しくは監査役又は 業務を執行する社員	事務所その他の施設に立ち入らせ、その事務 取締役若しくは執行役員、 会計参与又は監査役 理事若しくは経営管理 委員又は監事

2) 法第十条第九項に規定する事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組

農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第九項に規定する事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務

合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

- 3| 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

4| (略)

の委託に係るものの適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

- 2| 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農業協同組合又は八農業協同組合連合会ノ事業」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、同法第一百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」と読み替えるものとする。

3| (同上)

改正案	現行
<p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 法第二十一条第七号の五に掲げる有価証券</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇五 （同上）</p>

信用金庫法施行令（昭和四十二年政令第四百十二号）

改正案

現行

		<p>(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)</p> <p>第八条の二 法第五十三条第七項第二号及び第五十四条第六項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	
読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第五十条の二第二項第一号	商号	名称	
第五十条の二第二項第二号	資本金の額	出資の総額	
第五十条の二第二項第三号	取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執	理事及び監事	
		<p>(債券の募集等に関する法令の適用)</p> <p>第八条の二 (新設)</p>	

	行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	
第五十条の二第三項第七号	営業所	事務所
第五十条の二第六項第一号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第六項第八号	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	理事又は監事
第五十条の二第十二項の表第三十四条第一項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務所
第五十条の二第十二項の表第四十一項第二項第二号の項	又は監査役 若しくは監査役又は業務を執行する社員	取締役若しくは執行役 又は監査役 理事又は監事
第五十条の二第十二項の表第四十一項第二項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務所

<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十二条第一項の 項</p>	<p>これらの業務</p>	<p>営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所 所に立ち入らせ、これらの業務</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十五条第二項の 項</p>	<p>これらの事務 又は監査役 若しくは監査役又は 業務を執行する社員</p>	<p>事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの事務 取締役若しくは執行役員、会計参与又は監査役 理事又は監事</p>

2| 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。



<p>3  法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。</p>	<p>2  法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又八信用金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。</p>
<p>4  (略)</p>	<p>3  (同上)</p>

金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百二十三号）

改正案

現行

（新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え）  
第十二条 1・2 （略）  
（削る）

（新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え）  
第十二条 1・2 （同上）

3| 法第二十六条第六項において信託業務を営む消滅銀行がする法第二十一条第一項の合併について異議を述べた受益者がある場合について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第七条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十条第二項 業法の規定	読み替える信託 業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
合併後の信託会社は	合併後の信託会社の	合併後の信託会社は	吸収合併存続信用金庫 （金融機関の合併及び 転換に関する法律第十 一条第一項第一号に規 定する吸収合併存続信 用金庫をいう。以下こ の項において同じ。） 又は新設合併設立金融 機関の
			吸収合併存続信用金庫

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十二  
 条第一項(第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六  
 条第一項、第二項(第二号口を除く。)、及び第四項の規定を準用す  
 る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のお  
 りとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十六条第四 項	第二十一条第一項の 合併	第二十八条第一項の吸 合併

2  
 (削る)

又は新設合併設立金融  
 機関は

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十  
 三条第一項(第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六  
 条第一項、第二項(第二号口を除く。)、第四項及び第六項の規定  
 を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の  
 表のとおりとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第二十六条第四 項及び第六項	第二十一条第一項の 合併	第二十八条第一項の吸 合併

2  
 (同上)

3| 法第三十一条において信託業務を営む吸収合併存続銀行がする法

第二十八条第一項の吸収合併について異議を述べた受益者がある場  
 合について法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項  
 において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条  
 第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術  
 的読替えは、次の表のとおりとする。

(消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読替え)

第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

(削る)

読み替える信託業法の規定

第四十条第二項

合併後の信託会社

吸収合併存続銀行

(消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読替え)

第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第二十六条第六項	第二十一条第一項	第三十四条第一項

2 | 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六

六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託

読み替えられる字句

読み替える字句

(吸収合併存続協同組織金融機関の手續について準用する法等の規定の読替え)

第十八条 (略)

2 法第四十三条において吸収合併存続協同組織金融機関について法第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

(削る)

業法の規定

第四十条第二項 合併後の信託会社

吸収合併存続金融機関  
又は新設合併設立金融機関

(吸収合併存続協同組織金融機関の手續について準用する法等の規定の読替え)

第十八条 (同上)

2 法第四十三条において吸収合併存続協同組織金融機関について法第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項から第六項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第二十六条第六項	第二十一条第一項の合併	第四十条第一項の吸収合併

3

法第四十三条において信託業務を営む吸収合併存続協同組織金融機関がある法第四十条第一項の吸収合併について異議を述べた受益者がある場合について法第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六条第六項において準用する

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第二項	合併後の信託会社	吸収合併存続協同組織 金融機関

( 転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え )

第二十五条 1～5 ( 略 )

( 削る )

( 転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え )

第二十五条 1～5 ( 同上 )

6) 法第五十八条において信託業務を営む普通銀行がする転換について異議を述べた受益者がある場合について法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第二項	合併後の信託会社の	転換後信用金庫 ( 金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定す

6 6・7 (略)	(削る)	(削る)	(削る)
	(略)	(略)	(略)
	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

5 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十八条第四項において準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十八条 1～4 (略)

(転換をする協同組織金融機関について準用する法等の規定の読替え)

8 6・7 (同上)	第二十六条第六項	第二十一条第一項の合併	第五十九条第一項又は第六十一条第一項の転換
	(同上)	(同上)	(同上)
	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

5 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十八条第四項において準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項から第六項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十八条 1～4 (同上)

(転換をする協同組織金融機関について準用する法等の規定の読替え)

8 | 法第六十三条において信託業務を営む協同組織金融機関がする転換について異議を述べた受益者がある場合について法第三十八条第

7   (同上)	合併後の信託会社は	転換後信用金庫は
		転換後信用金庫をいう。以下この項において同じ。)の

四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十  
 六条第六項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する  
 法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定  
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十条第二項	業法の規定	読み替える信託 読み替えられる字句	読み替える字句
	合併後の信託会社		転換後金融機関



改正案	現行
<p>(利息等)</p> <p>第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>四 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）に係る信託契約に係る収益の分配</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>(受益権の買取請求権を有する信託)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)</p> <p>第三十三条 法第百三十二条第五項の規定による請求について、同条</p>	<p>(利息等)</p> <p>第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>四 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）に係る信託契約に係る収益の分配</p> <p>五 七 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託)</p> <p>第三十一条 (同上)</p> <p>(新受託者の解任権を有しない信託)</p> <p>第三十二条 (同上)</p> <p>(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)</p> <p>第三十三条 法第百三十二条第八項の規定による請求について、同条</p>

第七項において信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三条第六項	第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日	預金保険法第百三十二條第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日
第百三条第七項、第百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第百六十二條第一項及び第二項	受託者	新受託者

第十項において会社法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百六十八條第一項	会社	新受託者
第百七十七條第二項、第百七十九條第二項、第百七十二條第一項、第百九十三條第二項（第百九十四條第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十七條第二項、第四百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七十七條第二項又は第八百九十九條第二項	株式又は新株予約権（当該新株予約権が	受益権

新株予約権付社債に  
付されたものである  
場合において、当該  
新株予約権付社債に  
ついての社債の買取  
りの請求があつたと  
きは、当該社債を合  
む。

改正案	現行
<p>（保険金額の計算上含まれる利息等）</p> <p>第十条 法第五十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）についての信託契約に係る収益の分配</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>（受益権の買取請求のできる信託）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え）</p>	<p>（保険金額の計算上含まれる利息等）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）についての信託契約に係る収益の分配</p> <p>四〇六（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（受託者更迭手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託）</p> <p>第三十九条（同上）</p> <p>（新受託者の解任権を有しない信託）</p> <p>第四十条（同上）</p> <p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え）</p>

第四十一条 法第百十五条第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、同条第七項において信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合には、同法第百三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日」と、同法第百三条第七項、第百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第百六十二条第一項及び第二項中「受託者」とあるのは「新受託者」と読み替えるものとする。

第四十一条 法第百十五条第八項の規定による自己の受益権の買取請求について、同条第十項において会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「株主」とあるのは「受益者」と、「事業譲渡等をする株式会社」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第一項に規定する新受託者」と、「株式会社は」とあるのは「新受託者は」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十九条第五項	効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第五項の異議を述べた日から起算して二十日以内	農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第五項の規定による受託者更迭を中止し
第四百六十九条第七項	事業譲渡等を中止したとき	係る株式の数（種類別株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第一項の規定による受託者更迭を中止し

第四百七十条第一項	効力発生日	たとき 同条第五項の異議を述べた日から起算して二十日を経過した日（以下この条において「経過日」という。）
第四百七十条第二項及び第三項	効力発生日	経過日
第八百六十八条第一項	会社	農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第一項に規定する新受託者
第八百七十条第四号	第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百七十二条第一項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六	農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第十項において準用する第四百七十条第二項

条第二項、第七百八  
十八条第二項、第七  
百九十八条第二項、  
第八百七条第二項又  
は第八百九条第二項

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五条から第六条まで及び第八条から第十一条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二 法第五十八条第八項第二号及び第五十八条の二第四項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五条から第六条まで及び第八条から第十一条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（第五条の二第二項並びに第六条第二項及び第三項において「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二（新設）</p>



の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

業法の規定	読み替える信託	読み替える字句	読み替える字句
第五十条の二第 三項第一号	商号	名称	
第五十条の二第 三項第二号	資本金の額	出資の総額	
第五十条の二第 三項第三号	取締役及び監査役（ 委員会設置会社にあ つては取締役及び執 行役、持分会社にあ つては業務を執行す る社員）	理事及び監事	
第五十条の二第 三項第七号	営業所	事務所	
第五十条の二第 六項第二号	資本金の額	出資の総額	
第五十条の二第 六項第八号	取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	理事又は監事	

<p>第五十条の二第 十二項の表第三 十四条第一項の 項</p>	<p>行つすべての営業所</p>	<p>行つすべての事務所</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十一條第二項第 二号の項</p>	<p>又は監査役  若しくは監査役又は 業務を執行する社員</p>	<p>取締役若しくは執行役 又は監査役  理事又は監事</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十一條第三項の 項</p>	<p>行つすべての営業所</p>	<p>行つすべての事務所</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十二條第一項の 項</p>	<p>これらの業務</p>	<p>営業所その他の施設若 しくは当該信託会社を 子会社とする持株会社 の営業所若しくは事務 所に立ち入らせ、これ らの業務</p>
<p>第五十条の二第</p>	<p>又は監査役  これらの事務</p>	<p>取締役若しくは執行役 事務  事務所その他の施設に 立ち入らせ、これらの 事務</p>

十二項の表第四十五條第二項の項		會計参与又は監査役
業務を執行する社員	若しくは監査役又は理事又は監事	

2| 法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四條第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3| 法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第三條の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

4| 法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一條第一項第二号（同令第十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については

法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四條第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2| 法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第五條第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六條本文中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替へるものとする。

3| 法第五十八條の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一條第一項第二号（同令第十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については

、労働金庫連合会を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

、労働金庫連合会を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）

改正案

現行

第二十条（略）

第二十条（同上）

（信託財産に属する全国連合会債についての対抗要件等）

第二十条の二 全国連合会債については、当該全国連合会債が信託財

（新設）

産に属する旨を全国連合会債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該全国連合会債が信託財産に属することを全国連合会その他の第三者に対抗することができない。

2| 第九条第一項第四号の全国連合会債の債権者は、その有する全国連合会債が信託財産に属するときは、全国連合会に対し、その旨を全国連合会債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3| 全国連合会債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第十五条第一項及び法第五十四条の十五第二項の規定の適用については、第十五条第一項中「全国連合会債原簿記載事項」とあるのは「全国連合会債原簿記載事項（当該全国連合会債の債権者の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。）」と、法第五十四条の十五第二項中「記録された全国連合会債原簿記載事項」とあるのは「記録された全国連合会債原簿記載事項（当該全国連合会債の債権者の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。）」とある。

4| 前三項の規定は、全国連合会債の債券を発行する旨の定めがある  
全国連合会債については、適用しない。

(適用除外)

第二十五条 社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第  
九条第一項第四号及び第五号、第十三条第一項、第十五条第一項、  
第十六条第一項及び第二項、第十八条第一項、第十九条第一項並び  
に第二十条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第二十五条 社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第  
九条第一項第四号及び第五号、第十三条第一項、第十五条第一項、  
第十六条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第十九条第一項  
の規定は、適用しない。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）

改正案	現行
<p>（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）</p> <p>第四条 法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。</p> <p>（営業保証金に代わる契約の内容）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p>	<p>（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）</p> <p>第四条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。</p> <p>（営業保証金に代わる契約の内容）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。</p> <p>二・三（同上）</p> <p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）</p>

第六条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び供託者（供託者が法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託業務を営む金融機関のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3～7（略）

（営業保証金の取戻し）

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の

第六条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び供託者（供託者が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託業務を営む金融機関のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3～7（同上）

（営業保証金の取戻し）

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の



本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次に掲げる場合のいずれかに該当した場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了したとき。

イ 法第十条の規定により法第一条第一項の認可が取り消された場合

ロ 法第十一条の規定により法第一条第一項の認可がその効力を失った場合

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託業務を営む金融機関に係る営業保証金の額（契約金額（同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 法第八条ノ三の規定により法第一条第一項の認可を取り消された場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託業務を営む金融機関に係る営業保証金の額（契約金額（同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

第八條 法第二條第一項において準用する信託業法第二十三條第二項

(新設)

に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十條において同じ。）又は使用人
- 二 当該委託者の子法人等
- 三 当該委託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該委託者の関連法人等
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該委託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
  - イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株

式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2) 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該受託者の役員又は使用人

二 当該受託者の子法人等

三 当該受託者を子法人等とする親法人等

四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。)

五 当該受託者の関連法人等

六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。)

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 3| 前二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前二項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。
- 4| 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。
- 5| 第一項及び第二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をい

う。

(情報通信の技術を利用する方法)

第九条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員又は使用人

二 信託業務を営む金融機関の子法人等（第八条第三項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）

一 信託業務を営む金融機関の役員（取締役、執行役、会計参与）  
会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。  
（ 監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条  
において同じ。）又は使用人

二 信託業務を営む金融機関の経営を支配しているものとして次に  
掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関の  
株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（  
に掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第  
六項に規定する外国信託会社又は信託業務を営む金融機関であ  
る場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産と  
して所有する株式又は出資に係る同法第五条第五項に規定する  
議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使につ  
いて当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融  
機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当  
該信託業務を営む金融機関の総株主又は総出資者の同項に規定  
する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の  
百分の五十を超えていること。

当該者

一 当該者が法人その他の団体（以下この項において「法人等  
」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法  
人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権  
を保有している者をいう。次号において同じ。）

又は に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託業務を営む金融機関の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。）

四 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の子法人等

( ) 当該信託業務を営む金融機関及び前二号に掲げる者を除く。( )

のとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権( ) に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。( ) の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていないこと。

当該信託業務を営む金融機関

当該信託業務を営む金融機関の役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていないこと。

(新設)



五 信託業務を営む金融機関の関連法人等（第八条第四項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）

六 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 信託業務を営む金融機関の特定個人株主（第八条第五項に規定する特定個人株主をいう。）

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、信託業務を営む金融機関を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項（第一号イを除く。）中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信託業務を営む金融機関の」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(説明書類に関する規定)

第十一条 法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一～四 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条 第九条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第二条第三項の規定により準用する信託業法第一百五条第二項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(同一人に対する信用の供与)

第十三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託(貸付信託を含む。))をいう。以下同じ。)に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。))を含むものとする。

一～八 (略)

(説明書類に関する規定)

第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一～四 (同上)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 第八条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第四条第三項の規定により準用する信託業法第一百五条第二項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(同一人に対する信用の供与)

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(法第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託(貸付信託を含む。))をいう。以下同じ。)に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。))を含むものとする。

一～八 (同上)

(合併等の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

(削る)

第十三条 法第六条第一項に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併又は会社分割の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

一 第一条第一号又は第二号に掲げる金融機関 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項

二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する同法第五十二條第二項

三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する同法第五十七條第二項

四 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 中小企業等協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項及び第六十三條の六第四項において準用する同法第五十六條の二第二項

五 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十二條第一項

六 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法第六十五條第四項において準用する同法第四十九條第二項

七 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 水産業協同組合法第六十九條第四項（同法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む）

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十条の規定による法第一条第一項の認可の取消し

(信託業務を営む金融機関に関する権限の財務局長への委任)

第十五条 法第十四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)(は、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。))に委任する。ただし、第四号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条及び第五条第一項の規定による認可

二 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第五項及び第八項並びに法第八条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理

三 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令

四 法第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の

む。)(において準用する同法第五十三条第二項

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (同上)

二 法第八条ノ三の規定による法第一条第一項の認可の取消し

第十五条 法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)(は、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。))に委任する。ただし、第四号、第六号及び第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条及び第五条ノ三第一項の規定による認可

二 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理

三 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令

四 法第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の

規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

五 法第七條の規定による業務報告書の受理

六 法第九條の規定による命令（信託業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）

（削る）

七・八（略）

2 前項第四号に掲げる権限（同項に規定する金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。）で信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託業務を営む金融機関とその業務に関して取引をする者又は当該信託業務を営む金融機関を子会社（信託業法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該信託業務を営む金融機関と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3～5（略）

（信託業務を営む金融機関の主要株主に関する権限の財務局長への委任）

第十六條 長官権限のうち、法第二條第一項において準用する信託業法第四十二條第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査の権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭

規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

五 法第八條の規定による業務報告書の受理

六 法第八條ノ二の規定による命令

七 法第八條ノ三の規定による信託業務の停止の命令

八・九（同上）

2 前項第四号に掲げる権限（前項に規定する金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。）で信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託業務を営む金融機関とその業務に関して取引をする者又は当該信託業務を営む金融機関を子会社（信託業法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該信託業務を営む金融機関と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3～5（同上）

第十六條 長官権限のうち、法第四條第一項において準用する信託業法第四十二條第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査の権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭

和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。) に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地(個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に、非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。) に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2・3 (略)

和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。) に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地(個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に、非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。) に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2・3 (同上)

水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）

改正案

現行

（信託に係る事務に関する事業に関する法令の適用）

第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）（第十一条第五項第二号、第八十七条第六項第二号、第九十三条第四項第二号又は第九十七条第五項第二号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（第五十条の二の規定の適用については、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第三項第一号	商号	名称
第五十条の二第三項第二号及び第六項第二号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執	理事及び経営管理委員並びに監事

<p>第五十条の二第三項第七号、同条第十二項の規定により適用する第三十四条第三項</p>	<p>営業所</p>	<p>行役、持分会社にあつては業務を執行する社員</p>
<p>第五十条の二第六項第八号</p>	<p>取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役</p>	<p>理事若しくは経営管理委員又は監事</p>
<p>第五十条の二第十二項の規定により適用する第三十一条第一項</p>	<p>本店</p>	<p>主たる事務所</p>
<p>第五十条の二第十二項の表第三十四条第一項の項及び第四十一条第三項の項</p>	<p>行うすべての営業所</p>	<p>行うすべての事務所</p>



第五十条の二第 十二項の表第四 十一條第二項第 二號の項	又は監査役	取締役若しくは執行役 又は監査役
第五十条の二第 十二項の表第四 十二條第一項の 項	若しくは監査役又は 業務を執行する社員 これらの業務	理事若しくは経営管理 委員又は監事 営業所その他の施設若 しくは当該信託会社を 子会社とする持株会社 の営業所若しくは事務 所に立ち入らせ、これ らの業務
第五十条の二第 十二項の表第四 十五條第二項の 項	又は監査役 若しくは監査役又は 業務を執行する社員	事務所その他の施設に 立ち入らせ、その事務 取締役若しくは執行役 、会計参与又は監査役 理事若しくは経営管理 委員又は監事

(漁業協同組合の員外利用額の限度の特例)

第一條の二 法第十一條第七項ただし書の政令で定める事業は、同條  
第一項第七號の事業のうち販売に係るものとする。

(漁業協同組合の員外利用額の限度の特例)

第一條 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一條第六項  
ただし書の政令で定める事業は、同條第一項第七號の事業のうち販  
売に係るものとする。

2 法第十一条第七項ただし書の政令で定める額は、一事業年度において当該漁業協同組合の組合員及び他の漁業協同組合の組合員が利用する事業の分量の総額に二を乗じて得た額とする。

(地方公共団体に対する資金の貸付け等)

第二条 法第十一条第九項第一号及び第二号、第八十七条第十一項第一号及び第二号、第九十三条第八項第一号及び第二号並びに第九十七条第九項第一号及び第二号の政令で定める資金の貸付けは、償還期限が十年以内の資金の貸付けとする。

2 法第十一条第九項第三号、第八十七条第十一項第三号、第九十三条第八項第三号及び第九十七条第九項第三号の政令で定める資金は、次に掲げる資金であつてその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(水産加工業協同組合の員外利用割合の限度の特例)

第二十四条 法第九十三条第六項ただし書の政令で定める事業は、同条第一項第五号の事業のうち販売に係るものとする。

2 法第九十三条第六項ただし書の政令で定める割合は、百分の二百とする。

2 法第十一条第六項ただし書の政令で定める額は、一事業年度において当該漁業協同組合の組合員及び他の漁業協同組合の組合員が利用する事業の分量の総額に二を乗じて得た額とする。

(地方公共団体に対する資金の貸付け等)

第二条 法第十一条第八項第一号及び第二号、第八十七条第十項第一号及び第二号、第九十三条第七項第一号及び第二号並びに第九十七条第八項第一号及び第二号の政令で定める資金の貸付けは、償還期限が十年以内の資金の貸付けとする。

2 法第十一条第八項第三号、第八十七条第十項第三号、第九十三条第七項第三号及び第九十七条第八項第三号の政令で定める資金は、次に掲げる資金であつてその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(水産加工業協同組合の員外利用割合の限度の特例)

第二十四条 法第九十三条第五項ただし書の政令で定める事業は、同条第一項第五号の事業のうち販売に係るものとする。

2 法第九十三条第五項ただし書の政令で定める割合は、百分の二百とする。

改正案

現行

<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）                  第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 当該保険会社が他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。次項及び第三項において同じ。）の関連法人等である場合における当該他の法人等</p> <p>八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険</p>	<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）                  第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる会社を除く。）</p> <p>三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 （同上）</p> <p>七 当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等</p> <p>八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる関連法人等を除く。）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。第十三条の七を除き、以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に</p>
---	---

会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。

以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）

イ・ロ（略）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3・4（略）

（相互会社の社債発行に関する法令の適用）

第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令

係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超え

るもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）

イ・ロ（同上）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3・4（同上）

（相互会社の社債発行に関する法令の適用）

第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ屬ス

第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第百八十七号)とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

(保険金請求権等の範囲)

第十一条 法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十二条 法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の

ル金銭ノ管理ニ関スル件(大正十一年勅令第五百十九号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第百八十七号)とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

第十一条 法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十二条 法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第八十八条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の

各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）及びその他の法令で社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。）の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託（以下この号において「社債募集等の委託」という。）に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行（相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行）とみなす。

二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

三（略）

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第

各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 会社法、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）及びその他の法令で社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。）の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託（以下この号において「社債募集等の委託」という。）に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行（相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行）とみなす。

二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。

三（同上）

（新設）

- 二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人
  - 二 当該委託者の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）
  - 三 当該委託者を子法人等とする親法人等（第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）
  - 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）
  - 五 当該委託者の関連法人等（第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）
  - 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該委託者の特定個人株主
  - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
    - イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
  - ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百

- 分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 当該受託者の役員又は使用人
  - 二 当該受託者の子法人等
  - 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
  - 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
  - 五 当該受託者の関連法人等
  - 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該受託者の特定個人株主
  - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
    - イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
    - ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 3| 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定す



る対象議決権をいう。)を保有する個人をいう。

(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲)

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九條第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等

(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲)

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九條第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員(取締役、執行役員、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この項において同じ。)又は使用人

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権(一)に掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関(以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。)である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、

外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。)の数の合計が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の百分の五十を超えていること。

当該者

当該者が法人その他の団体(以下この項において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。次号において同じ。)

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。)

(及びその役員)

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等

する者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該保険金信託業務を行う生命保険会社等

当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

- 四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等
- 六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主（第十三条の五の二第三項に規定する特定個人株主をいう。）
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超え

- に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員
- から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員
- に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
- イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

る議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

□ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

（保険会社の特定関係者）

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 （略）

四 前号に掲げる者の子会社（当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。）

五 当該保険会社の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項（第二号イを除く。）中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「保険金信託業務を行う生命保険会社等の」とあるのは「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者の」とする。

（保険会社の特定関係者）

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 （同上）

四 前号に掲げる保険持株会社の子会社であつて、当該保険会社及び第一号に掲げる会社以外の会社

五 当該保険会社の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）であつて、第一号に掲げる会社以外の者

<p>六 当該保険会社を子法人等とする親法人等（<u>第二号及び第三号に掲げる者を除く。</u>）</p> <p>七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（<u>当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。</u>）</p> <p>八 当該保険会社の関連法人等</p> <p>九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（<u>前号に掲げる者を除く。</u>）</p> <p>十 （略）</p> <p>（消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読み替え）</p> <p>第十七条の五 法第六十五条の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>		
第七十条第六項	第六十九条第一項	第六十六条の三第一項
(略)	(略)	(略)
規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>六 当該保険会社を子法人等とする親法人等（<u>第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。</u>）であつて、<u>第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げる保険持株会社以外の者</u></p> <p>七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、<u>当該保険会社及び前各号に掲げるもの以外の者</u></p> <p>八 当該保険会社の関連法人等（<u>第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。</u>）</p> <p>九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等であつて、<u>前号に掲げる関連法人等以外の者</u></p> <p>十 （同上）</p> <p>（消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読み替え）</p> <p>第十七条の五 法第六十五条の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>		
第七十条第七項	第六十九条第一項	第六十六条の三第一項
(同上)	(同上)	(同上)
規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第七十条第七項及び第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第二項まで
--------------	-----	------------------------------

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の六 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)

第十七条の七 1・2 (略)

3 法第六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七十条第六項	第六十九條第一項	第六十五條の十第一項
第七十条第七項	前各項	前三項及び第六十五條の七第一項から第三項まで

第七十条第八項及び第九項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第二項まで
--------------	-----	------------------------------

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の六 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)

第十七条の七 1・2 (同上)

3 法第六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第七十条第七項	第六十九條第一項	第六十五條の十第一項
第七十条第八項	前各項	第四項、第五項及び前項並びに第六十五條の七第一項か

第七十条第八項	組織変更	吸収合併
	前各項	
項まで	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第二項まで	

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五  
 条の七第四項において準用する法第七十条第五項から第七項までの  
 保険金請求権等は、法第六十五条の十二において準用する法第六  
 十五条の七第二項の規定による公告の時に於いて既に生じている  
 ものに限るものとする。

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読  
 替え)

第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一  
 項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項  
 、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に  
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第七十条第九項	組織変更	吸収合併
	前各項	
第一項から第三項まで	第四項、第五項、第七項及び前項並びに第六十五条の七	ら第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五  
 条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八  
 項の保険金請求権等は、法第六十五条の十二において準用する法  
 第六十五条の七第二項の規定による公告の時に於いて既に生じて  
 いるものに限るものとする。

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読  
 替え)

第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一  
 項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第七項  
 、第八項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に  
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)



第八十八条第六項	第八十六条第一項	第一百六十五条の十六第一項
第八十八条第七項	前各項	前三項及び第一百六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第九項	前各項	第四項から第七項まで及び第一百六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十一 法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十二 (略)

2 法第百六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第百六十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第八十八条第七項	第八十六条第一項	第一百六十五条の十六第一項
第八十八条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第十項	前各項	第四項から第八項まで及び第一百六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十一 法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十二 (同上)

2 法第百六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第百六十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第八十八条第四項、第七項、第八項及び第十項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)

第八十八条第六項	第八十六条第一項	第六百六十五条の十六第一項
第八十八条第七項	前各項	前三項及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第九項	組織変更 前各項	吸収合併 第四項から第七項まで及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十三 法第六百六十五条の二十において準用する法第六百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第六百六十五条の二十において準用する法第六百六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十五 法第六百六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

第八十八条第七項	第八十六条第一項	第六百六十五条の十六第一項
第八十八条第八項	前各項	第四項、第五項及び前項並びに第六百六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第十項	組織変更 前各項	吸収合併 第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第六百六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十三 法第六百六十五条の二十において準用する法第六百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六百六十五条の二十において準用する法第六百六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十五 法第六百六十五条の二十四第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第百七十一条の規定において法第百五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第百九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一・二
- 三 前号に掲げる者の子法人等(当該外国保険会社等及び第一号に掲げる者を除く。)
- 四 (略)
- 五 第二号に掲げる者の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

(保険金請求権等の範囲)

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第百六十五条の七第四項(法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する法第七十条第六項、法第百六十五

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第百七十二条の規定において法第百五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第百九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一・二
- 三 前号に掲げる親法人等の子法人等(当該外国保険会社等及び第一号に掲げる者を除く。)
- 四 (同上)
- 五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

(保険金請求権等の範囲)

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第百六十五条の七第四項(法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する法第七十条第七項、法第百六十五

条の十七第四項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）において準用する法第八十八條第六項又は法第六十五條の二十四第六項に規定する政令で定める権利は、第三條各号に掲げる権利とする。

（少額短期保険業者の特定関係者）

第三十八條の十 法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第一百條の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

四 前号に掲げる者の子会社（当該少額短期保険業者及び第一号に掲げる者を除く。）

五 当該少額短期保険業者の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）

六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）

七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該少額短期保険業者及び前各号に掲げる者を除く。）

八 当該少額短期保険業者の関連法人等

条の十七第四項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）において準用する法第八十八條第七項又は法第六十五條の二十四第七項に規定する政令で定める権利は、第三條各号に掲げる権利とする。

（少額短期保険業者の特定関係者）

第三十八條の十 法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第一百條の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三（同上）

四 前号に掲げる少額短期保険持株会社の子会社であつて、当該少額短期保険業者及び第一号に掲げる会社以外の会社

五 当該少額短期保険業者の子法人等（第二條の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）であつて、第一号に掲げる会社以外の者

六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等（第二條の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）であつて、第二号に掲げる少額短期保険主要株主及び第三号に掲げる少額短期保険持株会社以外の者

七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、当該少額短期保険業者及び前各号に掲げるもの以外の者

八 当該少額短期保険業者の関連法人等（第二條の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等  
(前号に掲げる者を除く。)

十 第二号に掲げる者のうちその保有する当該少額短期保険業者に  
係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五  
十を超えるもの(個人に限る。以下この号において「特定個人少  
額短期保険主要株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合そ  
の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するもの  
を含み、当該少額短期保険業者を除く。以下この号において「法  
人等」という。)  
イ・ロ (略)

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等  
であつて、前号に掲げる関連法人等以外の者

十 第二号に掲げる少額短期保険主要株主のうちその保有する当該  
少額短期保険業者に係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主  
の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号に  
おいて「特定個人少額短期保険主要株主」という。)に係る次に  
掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこ  
れらに相当するものを含み、当該少額短期保険業者を除く。以下  
この号において「法人等」という。)  
イ・ロ (同上)

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、同法第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）</p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八</p>

、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。））、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す

る年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す

<p>る者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>九の二 信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者（信託法） 平成十八年法律第百八号（第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務）</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>る者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一〇九（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>一〇九（同上）</p>
--	---



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特定目的信託制度（第四十九条 第七十三条）</p> <p>第四章 雑則（第七十四条 第七十七条）</p> <p>附則</p> <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第二百四十五条第二項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法（平成十八年法律第八号）<u>第一百六条第一項</u></p> <p>十四 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）<u>において準用する信託法第一百四十三条第二項</u></p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章 特定目的信託制度（第四十九条 第七十四条）</p> <p>第四章 雑則（第七十五条 第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第十一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十二（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2（同上）</p>

(特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の  
読替え)

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併  
合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る  
技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

(募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知す  
る特定資産の価格を調査する者)

第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者  
であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

・ (略)

―― 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、  
法第四十条第一項第八号の規定に係る業務をする  
ことができない者

- 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

―― 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定に  
よる調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)第十

(特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の  
読替え)

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併  
合について会社法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定を準  
用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表の  
とおりとする。

(同上)

(募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知す  
る特定資産の価格を調査する者)

第十五条 法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者  
であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

―― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

- 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

―― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)第十

六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

・ (略)

― 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

― 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特  
定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置  
利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密  
として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上  
の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著  
作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(略)

― 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法  
第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をするこ  
とができない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(略)

六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特  
定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置  
利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密  
として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上  
の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著  
作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ・ロ（略）

八 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

五（略）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一～四（略）

五 法第二百四十二条第三項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）

六 法第二百五十二条第二項において準用する信託法第百九条第二項

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ・ロ（同上）

八 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和二十八年法律第百五十二号）第五条に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

五（同上）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一～四（同上）

（新設）

（新設）

2 (略)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三条を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに信託業法(平成十六年法律第百五十四号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

2 (同上)

(特定社債に関する法令の適用)

第三十六条 法第百三十条第一項に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三条及び第八十二条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
担保法第四条	次二掲クルモノ	次二掲クルモノ(第十四号二掲クルモノヲ除ク)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
担信法第四十三 条第二項	担保権の実行の申立 てをし、又は企業担 保権	又は担保権	
担信法第四十七 条第一項及び第 四十八条第一項	会社法第七百四十 一条第一項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第 一項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第 一項
担信法第四十七 条第三項及び第 四十八条第三項	会社法第七百四十 一条第三項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第 一項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項において準用する会 社法第七百四十一条第 一項

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
担信法第八十三 条第一項	付与セラレタル執行 力アル正本二基キ担 保物ニ付強制執行ヲ 為シ担保権ノ実行ノ 申立ヲ為シ又ハ企業 担保権ノ実行ノ申立 ヲ為スコトヲ得	付与セラレタル執行力 アル正本二基キ担保物 ニ付強制執行ヲ為シ又 ハ担保権ノ実行ノ申立 ヲ為スコトヲ得	
担信法第九十一 条第一項及び第 九十二条第一項	会社法第七百四十 一条第一項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項ニ於テ準用スル会社 法第七百四十一条第一 項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項ニ於テ準用スル会社 法第七百四十一条第一 項
担信法第九十一 条第三項及び第 九十二条第三項	会社法第七百四十 一条第三項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項ニ於テ準用スル会社 法第七百四十一条第一 項	資産の流動化に関する 法律第二百二十九条第二 項ニ於テ準用スル会社 法第七百四十一条第一 項

(略)	(略)	(略)	社法第七百四十一条第三項
-----	-----	-----	--------------

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第一項第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(受益証券の権利者について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十九条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益権原簿	権利者名簿
第百八十九条第三項及び第四項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等

(同上)	(同上)	(同上)	法第七百四十一条第三項
------	------	------	-------------

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第二百三十条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一～六 (同上)

(受益証券の権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十四条第一項	株式会社 株主名簿	受託信託会社等 権利者名簿
第百二十四条第二項及び第三項	株式会社	受託信託会社等
第百二十四条第四項	株式会社を	受託信託会社等を





第百九十七条第 三項	受益権原簿に	権利者名簿に
	受益証券発行信託の 受託者	受託信託会社等
	信託の変更	特定目的信託契約の変 更
第百九十八条第 一項	受益権の分割	受益証券の分割
	分割された受益権	分割された受益証券
	受益権原簿記載事項	権利者名簿記載事項
	受益権原簿に	権利者名簿に
	受益証券発行信託の 受託者	受託信託会社等
	当該受託者	当該受託信託会社等
	受益権原簿記載事項	権利者名簿記載事項
第百九十八条第 二項	受益権原簿に	権利者名簿に
	受益証券発行信託の 受託者	受託信託会社等
	受益証券発行信託の 受託者	受託信託会社等
第百三十三条第一 項	受益権原簿	権利者名簿
	当該受託者	当該受託信託会社等
	受益権原簿	権利者名簿

2) 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法第百二十四条第四項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式を」と

あるのは「特定目的信託の受益権を」と、「株式の」とあるのは「特定目的信託の受益権の」と読み替えるものとする。

(特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読替え)  
 第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十三條	受益証券発行信託の受託者 当該受託者	受託信託会社等
第二十二條第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二十一條第一項	受益証券発行信託の受託者 受益権原簿	受託信託会社等 権利者名簿
第二十四條第一項	信託の変更 受益権の併合	特定目的信託契約の変更 受益証券の併合
	登録受益権質権者	資産流動化法第二百三

(特定目的信託の受益権について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五十四条 法第二百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條	株式会社	受託信託会社等
第四十六條第一項	株主	受益証券の権利者
第四十六條第二項	株券	受益証券
第四十七條第二項	前項の規定にかかわらず、 株券	前条第一項の規定により質権が設定された 受益証券
第四十八條	株式会社 株主名簿	受託信託会社等 権利者名簿
第五十一條	株式会社 株主	受託信託会社等 受益証券の権利者
第五十三條	株券発行会社	受託信託会社等
二項	前条第二項に規定す	第二百五十一條第四号に



第二百八条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	当該受益者	当該受益証券の権利者
	信託行為	特定目的信託契約
第二百八条第二項	当該受益者	当該受益証券の権利者
	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百八条第三項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
	受益権原簿	権利者名簿
第二百八条第四項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百八条第六項	受益者	受益証券の権利者
	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等

（権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十五条 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三條において準

用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第百八條及び第百九十一條（第五項を除く。）の規定を準用する場合には、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

二項	株券	受益証券
	株主	受益証券の権利者
第二百十七條第三項	株券	受益証券
	株主名簿	権利者名簿
第二百十七條第四項及び第五項	株券	受益証券
第二百十七條第六項	株主	受益証券の権利者
	株券	受益証券

（権利者集会の招集等について準用する会社法の規定の読替え）

第五十五条 （新設）

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法 の 規 定	読み替える信託	読み替えられる字句	読み替える字句
	第百八条第三号	受益者が	受益証券の権利者が
第百九十一条第 一 項	受益証券発行信託の 受託者が受益者に対 してする通知又は催 告	受益証券発行信託の	受託信託会社等が資産
		流動化法第二百四十二	条第二項又は第三項の
		規定により発する通知	
		権利者名簿	
		当該権利者	
		通知を	
		当該受託信託会社等	
		通知又は催告を	
		当該受託者	
		通知又は催告	
第百九十一条第 二 項	通知又は催告	通知	通知
		受益証券発行信託の	受益証券
		受益権	
		受益証券発行信託の	受託信託会社等
		受託者	
第百九十一条第 三 項	受益証券発行信託の 受託者	受益証券の権利者	
		通知又は催告	
		通知	
		当該受託信託会社等	
		当該受託者	
第百九十一条第 四 項	受益証券発行信託の 受託者	受託信託会社等	
		受託者	

受益権	受益証券
通知又は催告	通知

2) 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八條第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）

（書面による議決権の行使について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十七條 法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百十條第一項	知れている受益者	受益証券の権利者
	受益者集会参考書類	権利者集会参考書類
	受益者が	受益証券の権利者が
第一百十條第二項	受益者に	受益証券の権利者に

法第二百四十二条第四項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八條第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（同上）

（書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五十七條 （新設）

第百十六條第二項	受益者の	権利者集会参考書類
	受益者	受益証券の権利者の
第百九條第二項	受益証券の権利者	資産流動化法第二百四十一條第三項

2) 法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
第三 百 十 一 條 第 三 項	株式会社	受託信託会社等	株式会 社
	株主總會	権利者集会	株主 總會
本 店	本店	本店(受託信託会社等 が金融機関の信託業務	本店(受託信託会社等 が金融機関の信託業務

法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第一項及び第三百十一條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百一 條第一 項	株主	受益証券の権利者
第 三 百 十 一 條 第 一 項	株主	権利者集会の招集者	権利者集会の招集者
	株主	受益証券の権利者	受益証券の権利者
第 三 百 十 一 條 第 二 項	株主	受託信託会社等	株式会 社
	株式会社	受託信託会社等	株式会 社
第 三 百 十 一 條 第 三 項	株主總會	権利者集会	株主 總會
	本店	本店(受託信託会社等 が金融機関の信託業務	本店(受託信託会社等 が金融機関の信託業務

(略)	(略)	(略)	の兼営等に関する法律 施行令（平成五年政令 第三十一号）第二条第 三号から第十五号まで に掲げる金融機関であ るときは、主たる事務 所）
-----	-----	-----	--

（権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え）

第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条の規定を準用する場合には、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券の権利者」と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)	の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号か ら第十五号までに掲げ る金融機関であるとき は、主たる事務所）
------	------	------	---

（権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読替え）

第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条及び第七百三十六条第三項の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八条	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十六条	社債権者集会	権利者集会
第三項	第一項に規定する事項についての決定は、その過半数をもって行う。	資産流動化法第二百四十六条第一項の決議の執行は、共同して行う。



(権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十九条 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三條において準用する場合を含む。 )の規定において権利者集会又は種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十四條第一項及び第三項	受益者	受益証券の権利者
第百十四條第四項	受益者	受益証券の権利者
第百十七條第一項	受益者は	資産流動化法第二百四十二條第三項 受益証券の権利者は
第百十七條第二項	受益者	受益証券の権利者
第百十八條第二項	受託者	特定目的信託の受益権 受託信託会社等
	その出席	代表者又は代理人の出席

2 | 法第二百四十九條第一項(法第二百五十三條において準用する場

(権利者集会について準用する会社法の規定の読替え)  
第五十九条 (新設)

法第二百四十九條第一項(法第二百五十三條において準用する場

合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第七百三十一条第二項	本店	本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)	

合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(同上)	読み替えられる字句	読み替える字句
	(同上)		
第七百二十五条第一項	社債権者	社債権者	受益証券の権利者
第七百二十八条第一項	社債権者は	社債権者は	受益証券の権利者は
第七百二十八条第二項	社債権者	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十一条第二項	本店	本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)	

(略)

(略)

(略)

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)

第六十条の二 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九十九条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合には、法の規定(当該規定において準用する信託法及び会社法の規定を含む。以下この条において同じ。)(中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

(同上)

(同上)

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項(第二号を除く。)までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(同上)

(新設)

(種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合には、法の規定(当該規定において準用する会社法の規定を含む。)(に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
(略)	(略)	(略)
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十條第一項	知れている受益者 受益者集会参考書類 受益者が	受益証券の権利者 権利者集会参考書類 受益証券の権利者が
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十條第二項	受益者に 受益者集会参考書類 受益者の 受益者に	受益証券の権利者に 権利者集会参考書類 受益証券の権利者の 受益証券の権利者に
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十六條第二項	受益者	受益証券の権利者
第二百四十五条第二項において準用する会社法	株式会社 株主總會	受託信託会社等 種類権利者集会
本店	本店	本店（受託信託会社等

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第四項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
(同上)	(同上)	(同上)
第二百四十五条第二項において準用する会社法第百一条第一項	株主 書類（以下この款において「株主總會参考書類」という。）	受益証券の権利者 書類
第二百四十五条第二項において準用する会社法第百一条第二項	株主	種類権利者集会の招集者
第二百四十五条第二項において準用する会社法第百十一条第二項	株主	受益証券の権利者
第二百四十五条第二項において準用する会社法	株式会社 株主總會	受託信託会社等 種類権利者集会
本店	本店	本店（受託信託会社等

第三百十一条第三項		が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）
(略)	(略)	(略)

第三百十一条第三項		が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）
(同上)	(同上)	(同上)

（代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替え）

第六十一条の二 法第二百五十七条第二項の規定において同条第一項の代表権利者の辞任について信託法第二百六十二条（第五項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十二条第一項	この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地	特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信

（新設）

	<p>第二百六十二条 第二項</p>		
	<p>受託者が二人以上ある場合における前項</p>	<p>「住所地</p>	<p>いずれかの住所地</p>
<p>託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	

<p>第二百六十二条 第四項</p>		<p>第二百六十二条 第三項</p>	
<p>受託者が二人以上ある場合における前項</p>		<p>前受託者の住所地 新受託者</p>	<p>受託者の任務</p>
<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>新受託信託会社等</p>	<p>受託信託会社等の本店 （受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 受託信託会社等の任務 新受託信託会社等 前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>

	<p>受託者の任務</p> <p>前受託者が二人以上ある場合における同項</p>	<p>受託信託会社等の任務</p> <p>前受託信託会社等が二以上ある場合における同項</p> <p>「前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>
<p>いずれかの住所地</p>	<p>「住所地</p>	<p>いずれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>



(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条第二項	前項	資産流動化法第二百五十九条第一項において準用する信託法(平成十八年法律第百八号)第四十四条
第七百七条	もって同項の(略)(略)(略)	もって(略)(略)(略)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四条及び第八十五条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
第七百七条	(同上)(同上)(同上)	(同上)(同上)(同上)
(同上)	(同上)	(同上)

2 (同上)

(特定信託管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十三条 (新設)

する。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条第一項	受託者	受託信託会社等
第四十四条第二項	受益者	特定信託管理者
第四十四条第三項	受託者	受託信託会社等
第四十四条第四項	受益者に	受益証券の権利者に
第四十四条第五項	当該受益者	特定信託管理者
第八十五条第四項	受託者	受託信託会社等

2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者については、  
 社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
 は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条第二項	前項	資産流動化法第二百六十条第五項において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）第四十四条
	同項の取締役	同条の受託信託会社等

法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者については、  
 社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
 は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十五条	取締役	受託信託会社等

(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(計算書類等について準用する会社法の規定の読替え)

第六十四条 法第二百六十四条第五項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合には、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え)

第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四條第一項及び第二項	受益権の	特定目的信託の受益権の

第七百九條第二項	社債権者	受益証券の権利者
(同上)	(同上)	(同上)

(計算書類等について準用する会社法の規定の読替え)

第六十四条 法第二百六十四条第四項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(反対権利者の買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について会社法第百十六條第三項から第七項まで及び第百十七條の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十六條第三項	株式会社の株主	受託信託会社等

第百四条第十項	受託者	受託信託会社等
	受益者	受益証券の権利者
第百四条第七項	受託者	受益証券の権利者
	受益者	受託信託会社等
第百四条第八項	受託者	受託信託会社等
	受益者	受託信託会社等
第百四条第九項	受託者	受託信託会社等
	受益者	受託信託会社等
第百四条第十項	受託者	受託信託会社等は、受益証券
	受益者	受託信託会社等は、受益証券
第百四条第十一項	受託者	受託信託会社等
	信託行為	特定目的信託契約
更等	当該重要な信託の変更	十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は

第百十六條第六項	株主	受益証券の権利者
	株式会社	受託信託会社等
第百十六條第七項	株式会社	受託信託会社等
	株式の	特定目的信託の受益権
第百十七條第一項及び第二項	株主	受益証券の権利者
	株式会社	受託信託会社等
第百十七條第三項	株主	受益証券の権利者
	株式会社	受託信託会社等
第百十七條第四項	株式会社	受託信託会社等
	株式の代金	特定目的信託の受益権
第百十七條第五項	株式の代金	特定目的信託の受益権
	株券	受益証券
第百十七條第六項	株式に	特定目的信託の受益権
	株式の	特定目的信託の受益権

		記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更
第百四条第十二 項	前条第一項又は第二 項	資産流動化法第二百七 十一条第一項
受託者	受託者	受託信託会社等
受益権	受益権	特定目的信託の受益権
信託行為	信託行為	特定目的信託契約
当該重要な信託の変 更等	当該重要な信託の変 更等	資産流動化法第二百六 十九条第一項（第一号 の場合に限る。）の規 定により資産信託流動 化計画に記載し、又は 記録する事項に係る特 定目的信託契約の変更
第二百六十二条 第一項	この条に特別の定め がある場合を除き、 受託者の住所地	特定目的信託の受益権 を発行した受託信託会 社等の本店（受託信託 会社等が金融機関の信 託業務の兼営等に関す る法律施行令（平成五 年政令第三十一号）第 二条第三号から第十五 号までに掲げる金融機

	<p>第二百六十二条 第二項</p>		<p>受託者が二人以上ある場合における前項</p>		<p>住所 地</p>		<p>いずれかの住所地</p>
<p>関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第</p>				



		<p>本店（受託信託会社等 が金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号か ら第十五号までに掲げ る金融機関であるとき は、主たる事務所）の 所在地</p>
	<p>いずれかの住所地</p>	<p>いずれかの前受託信託 会社等の本店（受託信 託会社等が金融機関の 信託業務の兼営等に関 する法律施行令第二条 第三号から第十五号ま でに掲げる金融機関で あるときは、主たる事 務所）の所在地</p>

（特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会につ  
いて準用する法の規定の読替え）

第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承  
諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及  
び第四項並びに法第二百七十一条（同条第四項において準用する信

（特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会につ  
いて準用する法の規定の読替え）

第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承  
諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及  
び第四項並びに法第二百七十一条の規定を準用する場合におけるこ



託法の規定を含む。 ) の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十一条 第四項において	受益権の ( 一) 号の場合に限る。	元本持分 資産流動化法第二百 六十九条第一項(第 十二条第一項	利益持分 資産流動化法第二百 七十一条第一項	資産流動化法第二百 七十一条第一項 ( 一) 号の場合に限る。	資産流動化法第二百 七十一条第二項 において 準用する資産流動化 法第二百七十一条第一 項	(略)	(略)	読み替える法等 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
								(略)	(略)	読み替える字句

これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十一条 第四項	元本持分	利益持分	資産流動化法第二百 七十一条第一項 ( 一) 号の場合に限る。	資産流動化法第二百 七十一条第二項 において 準用する資産流動化 法第二百七十一条第一 項	資産流動化法第二百 七十一条第一項	(同上)	(同上)	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
								(同上)	(同上)	読み替える字句



	第二百七十一条	の
第二百七十一条	受託者	受託信託会社等
第四項において	信託行為	特定目的信託契約
準用する信託法	当該重要な信託の変	資産流動化法第二百六
第四百条第十一	更等	十九条第一項（第一号
項		の場合に限る。）の規
		定により資産信託流動
第二百七十一条	前条第一項又は第二	化計画に記載し、又は
第四項において	項	記録する事項に係る特
準用する信託法	受託者	定目的信託契約の変更
第四百条第十二	受益権	資産流動化法第二百七
項	信託行為	十一条第一項
	当該重要な信託の変	受託信託会社等
更等		特定目的信託の受益権
		特定目的信託契約
		資産流動化法第二百六
		十九条第一項（第一号
		の場合に限る。）の規
		定により資産信託流動
		化計画に記載し、又は
		記録する事項に係る特
		定目的信託契約の変更
第二百七十一条	この条に特別の定め	特定目的信託の受益権

<p>第四項において 準用する信託法 第二百六十二条 第一項</p>	<p>がある場合を除き、 受託者の住所地</p>	<p>第二百七十一条 第四項において 準用する信託法 第二百六十二条 第二項</p>	<p>受託者が二人以上あ る場合における前項</p>		<p>住所 地</p>	<p>を発行した受託信託会 社等の本店（受託信託 会社等が金融機関の信 託業務の兼営等に関す る法律施行令（平成五 年政令第三十一号）第 二条第三号から第十五 号までに掲げる金融機 関であるときは、主た る事務所）の所在地</p> <p>受託信託会社等が二以 上ある場合における前 項</p> <p>特定目的信託の受益 権を発行した受託信託 会社等の本店（受託信 託会社等が金融機関の 信託業務の兼営等に関 する法律施行令（平成 五年政令第三十一号） 第二条第三号から第十 五号までに掲げる金融 機関であるときは、主</p>
--	------------------------------	--	--------------------------------	--	-----------------	--

<p>第二百七十一条 第四項において 準用する信託法 第二百六十二条 第三項</p>	<p>受託者の任務 新受託者 前受託者の住所地</p>	<p>受託信託会社等の任務 新受託信託会社等 前受託信託会社等の本 店（受託信託会社等が 金融機関の信託業務の 兼営等に関する法律施 行令第二条第三号から 第十五号までに掲げる 金融機関であるときは 、主たる事務所）の所 在地</p>		<p>いずれかの住所地</p>	<p>たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権 を発行したいずれかの 受託信託会社等の本店 （受託信託会社等が金 融機関の信託業務の兼 営等に関する法律施行 令第二条第三号から第 十五号までに掲げる金 融機関であるときは、 主たる事務所）の所在 地</p>
--	-------------------------------------	---	--	-----------------	---

<p>第二百七十一条 第四項において 準用する信託法</p>	<p>受託者が二人以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>
<p>第二百六十二条</p>	<p>受託者の任務</p>	<p>受託信託会社等の任務</p>
<p>第四項</p>	<p>前受託者が二人以上ある場合における同項</p>	<p>前受託信託会社等が二以上ある場合における同項</p>
<p>住所 地</p>	<p>前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>
<p>いずれかの住所地</p>	<p>いずれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関で</p>	<p>いずれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関で</p>

	あるときは、主たる事務所の所在地

(受託信託会社等を解任する場合について準用する信託法の規定の読替え)

第六十八条の二 法第二百七十四条第五項の規定において同条第二項(同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定により解任する場合について信託法第二百六十二条(第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十二条第一項	この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地	特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地

(新設)

<p>第二百六十二条 第二項</p>	<p>受託者が二人以上ある場合における前項</p>	<p>住所</p>	<p>いずれかの住所地</p>
<p>受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、</p>	<p>主たる事務所）の所在地</p>



		主たる事務所）の所在地
第二百六十二条 第三項	受託者の任務 新受託者	受託信託会社等の任務 新受託信託会社等
	前受託者の住所地	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
第二百六十二条 第四項	受託者が二人以上ある場合における前項 受託者の任務	受託信託会社等が二人以上ある場合における前項 受託信託会社等の任務
	前受託者が二人以上ある場合における同項	前受託信託会社等が二人以上ある場合における同項
	住所 住所	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務

		<p>の兼営等に関する法律 施行令第二条第三号か ら第十五号までに掲げ る金融機関であるとき は、主たる事務所）の 所在地</p>
	<p>いずれかの住所地</p>	<p>いずれかの前受託信託 会社等の本店（受託信 託会社等が金融機関の 信託業務の兼営等に関 する法律施行令第二条 第三号から第十五号ま でに掲げる金融機関で あるときは、主たる事 務所）の所在地</p>

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え）

第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読替え）

第六十九条 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え)

第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合については会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(船舶登記令等に係る特例)

第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は八特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権

(特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読替え)

第七十条 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合については会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(船舶登記令等に係る特例)

第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第二百二条において同じ。)」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は八特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権

利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第五十八条第一項（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百二十五号）第三十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）第五十五条第一項の規定の適用につ

利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第五十一条第一項（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人（信託法）大正十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する信託管理人をいう。第二百二条において同じ。」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第五十八条第一項（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百二十五号）第三十七条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）第五十五条の規定の適用については、

ては、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

9| 特定目的信託に係る自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第六十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

10| 特定目的信託に係る航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

11| 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三十三号）第九条第二項の規定の適用については、同項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

12| 特定目的信託に係る農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

（削る）

同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（受託信託会社等が行う公告について準用する会社法の規定の読替え）

第七十四条 法第二百八十八条第五項の規定において受託信託会社等（会社に限る。）が法の規定によりする公告について会社法第九百

<p>第四章 雑則</p> <p>(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>(財務局長等への権限の委任)</p> <p>第七十六条 (略)</p> <p>(委員会の権限の財務局長等への委任)</p> <p>第七十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百二十七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項)において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による権限</p>	<p>四十条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)</p> <p>第七十五条 (同上)</p> <p>(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)</p> <p>第七十六条 (同上)</p> <p>(財務局長等への権限の委任)</p> <p>第七十七条 (同上)</p> <p>(委員会の権限の財務局長等への委任)</p> <p>第七十八条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第七十六条の規定により委員会に委任された法第二百二十七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項)において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による権限</p>
--	---

2  
5  
(略)

2  
5  
(同上)

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

<p>第七條（略）</p> <p>（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読み替え）</p> <p>第七條の二 法第五條第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合には、おける同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>第七條（同上）</p> <p>（新設）</p>
<p>読み替える信託法の規定</p> <p>第百八十六條第二号</p> <p>第百九十條第二項第二号</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>数</p> <p>電磁的記録を</p>	<p>読み替える字句</p> <p>口数</p> <p>電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第三十條第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を</p>
<p>第百九十九條及</p>	<p>受益権（第百八十五條第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）</p>	<p>受益権</p>
<p>第百九十條第四項</p>	<p>事項（第百八十五條第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）</p>	<p>事項</p>



項	び第二百条第一 条第二項の定めのある 受益権を除く。）	
第二百十三條第 一項及び第二項	總数 の数	總口数 の口数

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二條 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十九条において同じ。)又は使用人

(略)

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすること

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一～三 (同上)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二條 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十九条において同じ。)又は使用人

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

とができない者

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

― 弁護士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）

又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

(略)

― 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

― 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託す

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）

又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

(同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託す

る信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ (略)

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の規定により、法第百六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜八 (略)

九 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (略)

4 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る

る信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ (同上)

ハ 鑑定評価等業務(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第五条に規定する鑑定評価等業務をいう。以下同じ。)を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 (同上)

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 (同上)

2 (同上)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜八 (同上)

九 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (同上)

4 (同上)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、法第三十条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第三十条の三 法第三十条第三項（法第三十二条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第三十条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三十条の五において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつ

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、法第三十条第六項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十二条第二項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

て発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(書面による決議に関する読替え)

第三十条の四 法第三十条第九項(法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定において投資信託委託業者(法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあつては、信託会社等)が書面による決議を行う場合について信託法第一百条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百条第二項	電磁的方法による	電磁的方法(同条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による

(書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第三十条の五 法第三十条第九項(法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)において準用する信託法第一百条第四項、第一百四十三条第三項又は第一百六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あら

(新設)

(新設)

はじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

( 反対受益者の受益権買取請求に関する読替え )

第三十一条 法第三十条の二第二項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)( の規定において法第三十条の二第一項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)( の規定による請求について信託法第四十一条及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条	効力発生日が	効力発生日(重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ)が

( 受益証券買取請求に関する読替え )

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第五項	株式買取請求	受益証券買取請求
第十六条第六項	株式買取請求 株主 株式会社	受益証券買取請求 受益者 受託会社
第十七条第一項	株式買取請求 株式の 株主	受益証券買取請求 受益証券の 受益者

第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項
-----------	-------------------------

2 | 法第三十二条第一項において準用する法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四条第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第百四条第十項	第百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項

第百十七條第二項	株式会社 株式の 株主	受託会社 受益証券の 受益者
第百十七條第三項	株主	受益者
第百十七條第四項	株式会社 株式買取請求	受託会社 受益証券買取請求
第百十七條第五項	株式買取請求 株式の 株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。）	受益証券買取請求 受託会社
第百十七條第六項	株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。） 株券が発行されている株式について株式買取請求 株券と	受益証券買取請求 受益証券と
	株式買取請求に係る	受益証券買取請求に係る

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。(以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。(以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

第八百六十八条第一項	株式	株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)	株式
第八百七十条第四号	受託会社	受託会社	受益証券



当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管  
会社の役員又は使用人

(略)

弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定に  
よる調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定に  
よる調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管  
会社の役員又は使用人

(略)

公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規  
定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規  
定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不  
動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管  
会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管  
会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不  
動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会

<p>社 の 役 員 又 は 使 用 人</p> <p>口 （略）</p> <p>八 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者</p> <p>四 （略）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え）</p> <p>第四十三条の二 法第四十九条の五第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える信託法の規定</p> <p>第百八十六条第一号</p> <p>第百九十条第二項第一号</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>数</p> <p>口数</p>	<p>読み替える字句</p> <p>電磁的記録を</p> <p>口数</p> <p>電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第十項に規定する電磁的記録</p>
--	--	-------------------------------------	--

<p>社 の 役 員</p> <p>口 （同上）</p> <p>八 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者</p> <p>四 （同上）</p> <p>第四十三条（同上）</p> <p>（新設）</p>	<p>読み替える字句</p> <p>口数</p> <p>電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第十項に規定する電磁的記録</p>
--	--

		をいう。以下同じ。）
第九十条第四項	事項（第八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）	事項
第九十九条及び第二百条第一項	受益権（第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）	受益権

（特定資産の価格を調査する者）

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員又は使用人

（略）

―― 弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

（略）

―― 弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項におい

（特定資産の価格を調査する者）

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員

（同上）

―― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

（同上）

―― 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

て準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員又は使用人

(略)

公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員又は使用人

ロ (略)

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

2 (略)

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員

ロ (同上)

ハ 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 (同上)

2 (同上)

(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

第五十二条 法第五十九条の規定において外国投資信託の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十九条第一号及び第二十条第一項第二号	投資信託約款	外国投資信託約款等
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

2 法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第三十一条及び第三十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(外国投資信託に関する読替え)

第五十二条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第二十九条並びに第三十条第一項及び第七項	投資信託約款	外国投資信託約款等
第三十一条及び第三十二条第一項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約
(同上)	(同上)	(同上)

(新設)

第三十一条及び第三十二条第一項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約
-----------------	--------	-------------

(投資口に関する読替え)

第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第三百二十二条及び第三百二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十二条第一項	株主名簿記載事項を株主名簿	投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
第三百二十二条第一項第三号	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口
第三百二十二条第二項及び第三項	株主名簿記載事項を株主名簿	投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿

(投資口に関する読替え)

第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第三百二十二条及び第三百二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十二条	株主名簿記載事項を株主名簿	投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
第三百二十二条第三号	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口
(新設)	(新設)	(新設)

(略)			(略)
(略)			
(略)			
(略)			
第六百九十五条 の二第三項	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載事項	(略)
第六百九十六条	社債発行会社	投資法人債発行法人	
(略)			
(略)			
(略)			(略)
(略)			
(略)			
(略)			
(略)			(略)
(略)			
(略)			
(略)			

(同上)			(同上)
(同上)			
(同上)			
(同上)			
(新設)	(新設)	(新設)	(同上)
(新設)	(新設)	(新設)	
(同上)			
(同上)			
(同上)			(同上)
(同上)			
(同上)			
(同上)			
(同上)			(同上)
(同上)			
(同上)			
(同上)			

第六百九十七  
条第一項及び第  
七十条

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに信託業法とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第六百九十七  
条第一項及び第  
七十条

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第二十三条及び第二十四条第二項及び第八十二条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------



(略)	(削る)
(略)	(削る)
(略)	(削る)

(同上)	担信法第四条
(同上)	一 動産質 二 証書アル債権質 二ノ二 株式質 三 不動産抵当 四 船舶抵当 四ノ二 自動車抵当 四ノ三 航空機抵当 四ノ四 建設機械抵当 五 鉄道抵当 六 工場抵当 七 鉱業抵当 八 軌道抵当 九 運河抵当 十 漁業財団抵当 十一 自動車交通事業抵当 十一ノ二 道路交通事業抵当 十二 港湾運送事業抵当
(同上)	一 証書アル債権質 二 株式質 三 不動産抵当 四 前三号ニ掲グルモノノ外投資法人債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ内閣府令ニ定ムル物上担保

(削る)	担信法第四十三 条第二項	(略)	
(削る)	担保権の 実行の申立 てをし、又は企業担 保権	(略)	
(削る)	又は担保権	(略)	

担信法第八十九 条第二項	担信法第八十三 条第一項	(同上)	
会社法第七百七条	付与セラレタル執行 カアル正本ニ基キ担 保物ニ付強制執行ヲ 為シ担保権ノ実行ノ 申立ヲ為シ又ハ企業 担保権ノ実行ノ申立 ヲ為スコトヲ得	(同上)	十三 観光施設財団 抵当 十四 企業担保 十五 前各号ニ掲グ ルモノノ外社債権 者ノ利益ヲ害スル 虞ナキモノトシテ 内閣府令・法務省 令ニ定ムル物上担 保
投資信託及び投資法人 に関する法律第三百十 九条の九第八項ニ於テ 準用スル会社法第七百	担保権ノ実行ノ申立ヲ 為スコトヲ得	(同上)	

(略)	担信法第四十七 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一条第一項
(略)	担信法第四十七 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一条第三項
(略)	担信法第四十八 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一条第一項
(略)	担信法第四十八 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一条第三項
(同上)	担信法第九十一 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項	七条 投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項に於テ 準用スル会社法第七 百四十一条第一項
(同上)	担信法第九十一 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項に於テ 準用スル会社法第七 百四十一条第三項
(同上)	担信法第九十二 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項に於テ 準用スル会社法第七 百四十一条第一項
(同上)	担信法第九十二 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項に於テ 準用スル会社法第七 百四十一条第三項

改正案

現行

<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第五十四条第九項に規定する業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農林中央金庫法其ノ他ノ法律ノ規定ニ依リ農林中央金庫ガ営ムコトヲ得ル業務」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第一百五十一条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（新設）</p>
---	--

読み替える信託 業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第 三項第一号	商号	名称
第五十条の二第 三項第三号	取締役及び監査役（委 員会設置会社にあつて は取締役及び執行役、 持分会社にあつては業 務を執行する社員）	理事及び経営管理委員 並びに監事
第五十条の二第 三項第七号、同 条第十二項の規 定により適用す る第三十四条第 三項	営業所	事務所
第五十条の二第 六項第八号	取締役若しくは執行役 、会計参与又は監査役	理事若しくは経営管理 委員又は監事
第五十条の二第 十二項の規定に より適用する第 十一条第一項	本店	主たる事務所
第五十条の二第 十二項の表第三	行つすべての営業所	行つすべての事務所

第十四条第一項の項及び第四十一条第三項の項	又は監査役	取締役若しくは執行役又は監査役
第五十条の二第十二項の表第四十一条第二項第二号の項	若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員又は監事
第五十条の二第十二項の表第四十一条第一項の項	これらの業務	営業所その他の施設若しくは当該信託会社の子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所 所に立ち入らせ、これらの業務
第五十条の二第十二項の表第四十一条第二項の項	これらの事務 又は監査役	事務所その他の施設に立ち入らせ、その事務 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役
第五十条の二第十二項の表第四十一条第二項の項	若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事若しくは経営管理委員又は監事

(信託財産に属する農林債についての對抗要件等)

第二十九条の二 農林債については、当該農林債が信託財産に属する旨を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該農林債が信託

(新設)

財産に属することを農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2| 第十八条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3| 農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八条第二項の規定及び第二十四条第一項の規定の適用については、法第六十八条第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十四条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4| 前三項の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債については、適用しない。

(適用除外)

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項の規定は、適用しない。

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）

改正案

現行

（その他の兼業業務）

第一条 担保付社債信託法（以下「法」という。）第五条第十二号に規定する政令で定める業務は、同条第三号から第八号までに掲げる業務を行う金融機関が、これらの規定に規定する法律以外の法令の規定により行うことができる業務とする。

（新設）

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

第二条 法第八条において準用する信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二十二條第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

（新設）

- 一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は使用人
- 二 当該委託者の子法人等
- 三 当該委託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該委託者の関連法人等
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲



ける者を除く。)

七 当該委託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2| 法第八条において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該受託者の役員又は使用人

二 当該受託者の子法人等

三 当該受託者を子法人等とする親法人等

四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）

- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該受託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 3| 前二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前二項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

4| 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役員への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5| 第一項及び第二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第三条 法第八条において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託会社（法第一条に規定する信託会社をいう。以下同じ。）の役員又は使用人

二 信託会社の子法人等（前条第三項に規定する子法人等をいう。

以下この項において同じ。）

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第一条 担保付社債信託法（以下「法」という。）第八条ノ二において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託会社（法第一条に規定する信託会社をいう。次項を除き、以下同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この項において同じ。）又は使用人

二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（ に掲げる者が信託業務を営む金融機関等である場合にあっては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る同項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関等に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

当該者

当該者が法人その他の団体（以下この項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。次号において同じ。）

又は に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）

及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該信託会社

三 信託会社を子法人等とする親法人等（前条第三項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。）

- 四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該信託会社及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 信託会社の関連法人等（前条第四項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）
- 六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 信託会社の特定個人株主（前条第五項に規定する特定個人株主をいう。）
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、信託会社を除く。以下この号において「法人等」という。）

- 当該信託会社の役員及び主要株主  
又は に掲げる者の親族  
に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員  
並びに当該主要株主の關係親法人等及びその役員  
から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員  
に掲げる法人等の關係子法人等及びその役員  
イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてい  
ること。
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（削る）

2| 信託会社が法第八条において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により担保付社債に関する信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者」とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第四條 信託会社は、法第八条において準用する信託業法第二十九條第四項において準用する同法第二十六條第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種

2| 前項に規定する信託業務を営む金融機関等とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関及び信託業法第一条第二項に規定する信託会社をいう。

3| 信託会社が法第八条ノ二において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により担保付社債に関する信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての第一項の規定の適用については、同項（第一号イを除く。）中「信託会社」とあるのは、「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者」と、同項第一号イ中「信託会社の」とあるのは「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者の」とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二條 信託会社は、法第八条ノ二において準用する信託業法第二十九條第四項において準用する信託業法第二十六條第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という）

類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条において準用する信託業法第二十九条第四項において準用する同法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第五条 法第六十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社に係るものを除く。)(は、信託会社(法第五十七条第一項に規定する場合にあっては、法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社をいう。以下この条において同じ。)(の本店等(当該信託会社が法第三条の免許を受けた者にあつては本店又は主たる事務所をいい、当該信託会社が法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者にあつては本店、主たる事務所又は信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店をいう。以下この条において同じ。)(の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに

。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条ノ二において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)



## 質問及び立入検査

- 二 法第十一条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）
  - 三 法第十六条第二項及び第五十七条第二項の規定による質問及び立入検査
  - 四 法（法に基づく命令を含む。）の規定による届出の受理
- 2| 前項第一号から第三号までに掲げる権限で信託会社の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。
  - 3| 前項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>(金融機関等)</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四十号に規定する政令で定める者は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者とする。</p> <p>(顧客に準ずる者)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲</p>

債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

（金融等業務）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第二十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二七（略）

八 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。） 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業

九十九（略）

二十 第一条に規定する登録を受けた者 信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

ける契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

（金融等業務）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十九号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二七（同上）

八 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。） 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十項に規定する信託受益権販売業

九十九（同上）

（新設）

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二 (略)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第三条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四（三十二）(略)

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二 (同上)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四（三十二）(同上)

2・3 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)  
(で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売業者、抵当証券業者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

2・3 (同上)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)  
(で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売業者及び抵当証券業者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (同上)

改正案	現行
<p>(信託の記載又は記録の申請)</p> <p>第八条 法第七十五条第一項に規定する記載又は記録（以下この条から第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。</p> <p>一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十一条及び第十三条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者</p>	<p>(信託の記載又は記録の申請)</p> <p>第八条 法第七十五条に規定する記載又は記録（以下この条から第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。</p> <p>一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十一条及び第十三条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債が信託財産に属することとなる場合 委託者</p> <p>二 振替社債が信託法（大正十一年法律第六十二号）第十四条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属することとなる場合 受託者</p> <p>三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により振替社債が信託財産に属する場合 受託者</p> <p>四 受託者の更迭があった場合 信託法第五十条第一項に規定する前受託者</p> <p>(新設)</p>

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は信託法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座  
二・三 (略)

(代位による申請)

第九条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならぬ。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。

- 一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

(削る)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は信託法第五十条第一項に規定する新受託者の口座  
二・三 (同上)

(代位による申請)

第九条 前条第一項第二号又は第三号に掲げる場合においては、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならぬ。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

- 一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

二 信託の終了により信託財産に属する振替社債についての権利が

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者

三 振替社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合  
受託者及び受益者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は信託法第五十九条第一項に規定する前受託者の口座  
二・三 (略)

3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十二条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

(受託者の変更)

第十三条 受託者の変更があつた場合においては、信託法第五十九条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債につい

移転すべきものとなる場合 受託者

三 受託者の更迭があつた場合 信託法第五十条第一項に規定する前受託者

(新設)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は信託法第五十条第一項に規定する前受託者の口座  
二・三 (同上)

(新設)

(同時申請)

第十二条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、当該各号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

(受託者の更迭)

第十三条 受託者の更迭があつた場合においては、信託法第五十条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債について同



ての権利について同法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請（以下この条において「増額記載等申請」という。）をすると同時に、当該振替社債についての権利について、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請（以下この条において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならぬ。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、信託法第六十二条第一項に規定する新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。

4 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この

項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請をすると同時に、当該振替社債について、第八条第一項第四号及び第十一条第一項第三号の規定による申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならない。

2 (同上)

3 信託法第四十二条第一項、第四十七条又は第七十二条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があつた場合においては、同法第五十条第一項に規定する新受託者も、第一項前段に規定する申請をすることができる。

(新設)

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合に

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第七条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十三条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十七条 第七条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第十九条 第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第七条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十三条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十七条 第七条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第十九条 第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から

第十三条までの規定は法第一百七十七条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百七十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十一条 第七条の規定は法第一百八条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百八条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百八条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第二十三条 第七条の規定は法第二百十条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百十条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第十三条までの規定は法第一百七十七条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百七十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十一条 第七条の規定は法第一百八条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百八条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百八条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第二十三条 第七条の規定は法第二百十条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百十条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十五条 第七条の規定は法第二百一十二条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十二条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十二条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十六条 第七条の規定は法第二百一十四条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十四条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は

第二十四条 第七条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十一条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十五条 第七条の規定は法第二百一十二条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十二条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十二条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十六条 第七条の規定は法第二百一十四条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十四条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百

法第二百二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十七条 第七条の規定は法第二百二十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百二十七条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

#### 附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債(同条に規定する特例社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百五十二条、第一百七十二条、第一百八十二条、第一百九十二条、第二百一十二条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄

第二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十七条 第七条の規定は法第二百二十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百二十七条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

#### 附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債(同条に規定する特例社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百五十二条、第一百七十二条、第一百八十二条、第一百九十二条、第二百一十二条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とある

「とあるのは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

第四条 法附則第十九条において特例国債(同条に規定する特例国債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例地方債について適用する法の規定の読替え)

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債(同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債(同項に規定する振替地方債をいう。)とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定

のは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

第四条 法附則第十九条において特例国債(同条に規定する特例国債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例地方債について適用する法の規定の読替え)

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債(同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債(同項に規定する振替地方債をいう。)とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有

する保有欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場

欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む

合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百七十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十八、第百二十、第百二十一、第百二十二、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十八条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十

。又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百七十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十八、第百二十から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十八条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十



八条、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権（同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権（同項に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、法第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中、「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権（同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替

八条、第二百十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権（同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権（同項に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、法第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中、「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権（同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替

貸付信託受益権（同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十四條及び第一百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百二十二條において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権（同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権（同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九條第二項第一号イ（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十四條及び第一百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百二十四條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

貸付信託受益権（同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條から第一百二十二條まで、第一百二十四條及び第一百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百二十二條において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権（同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権（同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九條第二項第一号イ（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條から第一百二十一條まで、第一百二十四條及び第一百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百二十四條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債（同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債（同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

改正案

（信託業の適用除外）

第一条の二 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる行為であつて、信託の引受けに該当するものとする。

一 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為

二 請負契約における請負人がその行う仕事に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為

三 前二号に掲げる行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為

（受託者と密接な関係を有する者の範囲）

第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 受託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）又は使用人

二 受託者の子法人等

現行

（新設）

（受託者と密接な関係を有する者の範囲）

第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 受託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は使用人

二 受託者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該受託者の株式又は出資に係る法第五条第五項に規定する議決権（ に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。）である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該受託者の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

当該者

当該者が法人その他の団体（以下この条及び第十四条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）

又は に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）及び使用人が、当該受託者の取締役若しくは執行役（これらに類する役員にある者を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 受託者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ ）に掲げ

三 受託者を子法人等とする親法人等

- 四 受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 受託者の関連法人等
- 六 受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

る者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該受託者に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該受託者

当該受託者の役員及び主要株主

に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

七 受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号及び第十二条の二第二項第八号において「法人等」という。）

（新設）  
（新設）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五十を超え、議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（新設）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及



び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 第一項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権（法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）

第六条 法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める期間は、法第七条第一項、第五十条の二第一項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）

第七条 （略）

（新設）

（新設）

（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）

第六条 法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める期間は、法第七条第一項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）

第七条 （同上）

2| 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料の額は、六万六千四百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあっては、六万六千二百円）とする。

3| 前二項の手数料は、法第八条第一項、第五十条の二第三項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（信託会社等の営業保証金の額）

第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一・二（略）
- 三 法第五十条の二第一項の登録を受けた者 千万円
- 四（略）

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）

第十条 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受

（新設）

2| 前項の手数料は、法第八条第一項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（信託会社等の営業保証金の額）

第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一・二（同上）
- （新設）
- 三（略）

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）

第十条 信託会社、外国信託会社又は承認事業者（以下「信託会社等

けた者又は承認事業者（以下「信託会社等」という。）は、法第十条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一（三）（略）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店（法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。）

、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

）と<sub>レ</sub>いう。）は、法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一（三）（同上）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ・ロ (略)

八 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項、第五十条の二第一項又は第五十二条第一項の登録が取り消された場合

二 法第四十六条第一項の規定により法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失った場合

ホ・ヘ (略)

2 (略)

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十二条の二 法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員又は使用人

二 当該委託者の子法人等(第二条第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)

三 当該委託者を子法人等とする親法人等(第二条第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。)

五 当該委託者の関連法人等(第二条第三項に規定する関連法人等

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ・ロ (同上)

八 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項又は第五十二条第一項の登録が取り消された場合

二 法第四十六条第一項の規定により法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失った場合

ホ・ヘ (同上)

2 (同上)

(新設)

- をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)
- 七 当該委託者の特定個人株主(第二条第四項に規定する特定個人株主をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。)
- イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)
- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2| 法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者と  
して政令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 当該受託者の役員又は使用人
- 二 当該受託者の子法人等
- 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。)
- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）及び同号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 信託会社の子法人等

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 （同上）

二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る議決権（ に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること

三 信託会社を子法人等とする親法人等

当該者

当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げ

る者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該信託会社

当該信託会社の役員及び主要株主

四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該信託会社及び前二号に掲げる者を除く。）

五 信託会社の関連法人等

六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 信託会社の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、信託会社を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）



ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 信託会社が法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から信託業務の委託を受けた者」とする。

(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第四十一條第六項の規定において信託会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(多数の者が受益権を取得することができる場合)

第十五条の二 法第五十條の二第一項に規定する政令で定める人数は

2 信託会社が法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「信託会社」とあるのは、「信託会社から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信託会社の」とあるのは「信託会社から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第四十一條第六項の規定において信託会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)

(新設)

、五十名とする。

2| 法第五十条の二第一項本文及び第十項に規定する政令で定める場合は、次の各号（同項に規定する政令で定める場合にあつては、第三号及び第四号ロを除く。）のいずれかに該当する場合とする。

一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする一の信託（以下この条において「対象信託」という。）（その効力が生ずる時における受益者の人数（次号ロ から までに掲げる者の人数を除く。以下この項において「対象信託受益者数」という。）が、前項に規定する人数以上である場合

二 次に掲げる人数の合計数（以下この項において「対象信託受益者等合計数」という。）が前項に規定する人数以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 対象信託受益者数（ロに規定する場合におけるロの利益享受組合員等に係るロ の匿名組合契約の営業者及びロ の有価証券の発行者の人数を除く。）

ロ 当該対象信託をしようとする者が次に掲げる者（以下この項において「利益享受組合員等」という。）に当該対象信託の利益を享受させる目的をもつて当該対象信託をしようとする場合において、当該対象信託の効力が生ずる時における当該利益享受組合員等の人数

— 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約をいう。）の組合員

— 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に

- 関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）の組合員
- 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）の組合員
- 匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）の匿名組合員
- 有価証券（その取得者の保護を確保することが必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）の取得者
- 八 口に規定する場合以外の場合において、当該対象信託の効力が生ずる時における当該対象信託の受益権が口からまでの契約に基づき数人の共有に属するときにおける当該契約の「こ」とに当該数人を一人とみなした人数
- 二 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に口からまでに掲げる者並びに口に規定する場合における利益享受組合員等に係る口 の匿名組合契約の営業者及び口 の有価証券の発行者に該当する者以外の者が当該対象信託の受益権を取得することとなることを知って当該対象信託をしようとする場合における当該者の人数
- ホ 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に利益享受組合員等に該当する者に当該対象信託の利益を享受させる目的をもって当該対象信託をしようとする場合における当該利益享受組合員等に該当する者の人数

- へ 本に規定する場合以外の場合において、当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後にロ からまでに掲げる者に該当する者が当該対象信託の受益権を取得することとなることを知って当該対象信託をしようとするときであつて、当該対象信託の受益権がロ から までの契約に基づき数人の共有に属することとなるときににおける当該契約の「こ」とに当該数人を一人とみなした人数
- 三 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託以外に、信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法その他の信託行為の内容に照らし当該対象信託と同「一又は同種の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託」と認められるもの（以下この条において「同種内容信託」という。）をしてしている場合において、次に掲げる数の合計数が前項に規定する人数以上であるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- イ 対象信託受益者等合計数
- ロ 当該同種内容信託を前号に規定する対象信託とした場合における対象信託受益者等合計数に相当する数（次号ロにおいて「同種内容信託受益者等合計数」という。）
- 四 次のいずれかに該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）
- イ 当該対象信託の受益権の個数が五十以上である場合（あらかじめ定められた方法に従つた受益権の譲渡以外の譲渡ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数が前項に規定する人数以

上となることがないときを除く。)

ロ 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託以外に、同種内容信託をしている場合における当該同種内容信託の受益権の個数と当該対象信託の受益権の個数との合計が五十以上である場合(あらかじめ定められた方法に従った受益権の譲渡以外の譲渡ができない旨が当該対象信託及び当該同種内容信託の各信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数と同種内容信託受益者等合計数とを合計した数が前項に規定する人数以上となることがないとき及びイに掲げる場合を除く。)

ハ 当該対象信託の信託行為に受益権の分割を禁止する旨の定めがない場合(あらかじめ定められた方法に従った受益権の分割以外の分割ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数が前項に規定する人数以上となることがないとき並びにイ及びロに掲げる場合を除く。)

(適用除外)

第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 中小企業金融公庫が中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)(第二十五条の四第一項第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合)

(新設)

- 
- 二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第三十六条又は第三十七条第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十一条又は第二十二条第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合
- 四 特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第一条第一項に規定する特定金銭債権をいう。）の管理又は回収を行う者がこれらの行為に付随して管理する金銭その他これに類する財産（以下「金銭等」という。）を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合
- 五 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に付随して管理する金銭等その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 六 請負契約における請負人がその行う仕事に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合
- 七 他の者に代わり金銭の收受を行う者が当該金銭の收受に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる
-

方法によつて信託をする場合(前三号に掲げる場合を除く。)

八 前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(法第五十条の二第一項の登録に係る最低資本金の額)

第十五条の四 法第五十条の二第六項第二号に規定する政令で定める金額は、三千万円とする。

(新設)

(信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者)

第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

(新設)

一 弁護士又は弁護士法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、

法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

その社員のうちにイ に掲げる者がある者

弁護士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて、次に掲げる者以外の者

- 
- イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
    - ― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
    - ― 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
  - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
    - ― その社員のうちにイ に掲げる者がある者
    - ― 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
  - 三 税理士又は税理士法人であつて、次に掲げる者以外の者
    - イ 税理士にあつては、次に掲げる者
      - ― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
      - ― 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
    - ロ 税理士法人にあつては、次に掲げる者
      - ― その社員のうちにイ に掲げる者がある者
      - ― 税理士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者
  - 四 不動産鑑定士であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
    - イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
-



ロ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

五 弁理士又は特許業務法人であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権）以下この号において同じ。）及び知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

― 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

― その社員のうちにイ に掲げる者がある者

― 弁理士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

六 前各号に掲げるもののほか、信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

（信託受益権販売業者の登録の更新の手数料）

第二十条（略）

2 前項の手数料の納付については、第七条第三項の規定を準用する

（信託受益権販売業者の登録の更新の手数料）

第二十条（同上）

2 前項の手数料の納付については、第七条第二項の規定を準用する

。この場合において、同項中「法第八条第一項、第五十条の二第三項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第二十七条 法第七十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、第五十条の二第三項及び第五十四条第三項の規定による登録の申請書の受理

二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、第十二条第三項、第五十条の二第八項、第五十四条第九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の更新

三 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、第五十条の二第九項及び第五十四条第十項の規定による公衆への縦覧

四 法第十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、第五十条の二第六項及び第五十四条第六項の規定による登録(法第七条第三項の登録の更新を含む。)(の拒否

。この場合において、同項中「法第八条第一項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

第二十七条 法第七十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十四条第三項の規定による登録の申請書の受理

二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、第十二条第三項、第五十四条第九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の更新

三 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十四条第十項の規定による公衆への縦覧

四 法第十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十四条第六項の規定による登録(法第七条第三項の登録の更新を含む。)(の拒否

五 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。)は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号(管理型信託会社に係るものを除く。)に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第四十三條の規定による命令

八 法第四十五條第一項及び第六十條第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第四十八條の規定による公告(法第四十四條第一項又は第五十九條第一項の規定による法第三條又は第五十三條第一項の免許の取消しの処分に係るもの並びに第四十四條第一項及び第五十九條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)

十 法第四十九條第一項(法第四十四條第一項の規定による法第三條の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する信託法第五十八條第四項の規定による申立て及び法第四十九條第二項(法第四十四條第一項の規定による法第三條の免許の取消しに係る部分

五 (同上)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。)は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号から第十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (同上)

七 法第四十三條、第四十四條第二項及び第五十九條第二項の規定による命令

八 法第四十四條第一項及び第五十九條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令並びに法第四十五條第一項及び第六十條第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第四十八條の規定による公告(法第四十四條第一項又は第五十九條第一項の規定による法第三條又は第五十三條第一項の免許の取消しの処分に係るものを除く。)

十 法第四十九條第一項(法第六十一條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する信託法(大正十一年法律第六十二号)第四十七條及び法第四十九條第三項(法第六十一條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する信託法第四十九條第一項の規定による請求

を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第六十二条第二項の規定による催告

十一～十三（略）

3 前項第六号に掲げる権限（同項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者又は当該信託会社等を子会社（法第五條第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

4～6（略）

（信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任）

第二十八條 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第三十條第一項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつてはその住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合にあつては国内における営業所の所在地とする。次条第一項において

十一～十三（同上）

3 前項第六号に掲げる権限（前項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者又は当該信託会社等を子会社（法第五條第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

4～6（同上）

（信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第二十八條 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合は、国内における営業所とする。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第

同じ。)を管轄する財務局長に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第三十条第一項において同じ。)に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

2 5 (略)

(信託会社の委託先に関する権限の財務局長への委任)

第二十九条 長官権限のうち法第四十二条第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査は、居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限は、同項に規定する財務局長のほか、信託会社の本店の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

3 第一項に規定する権限のうち、法人である居住者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所(以下この項において「従たる営業所等」という。)における質問及び立入検査の権限は、前二項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第一項において同じ。)に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (同上)

2 5 (同上)

(新設)

<p>(同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権限の財務局長への委任)</p> <p>第三十条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては当該受託者の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の信託の受託者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信託契約代理店に関する権限の財務局長への委任)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長への委任)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権限の財務局長等への委任)</p> <p>第二十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては当該受託者の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の信託の受託者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>(信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任)</p> <p>第三十条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任)</p> <p>第三十一条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p>
--	--

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令（平成十八年政令第百七十五号）

改正案	現行
<p>（政令で定める使用者）</p> <p>第一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二百三十条第八項第三号及び第二百三十三条第四十項第一号口に規定する政令で定める使用者は、法第二百三十条第七項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社（同条第一項に規定する特例旧特定目的会社をいう。）の使用者であつて、同条第八項第二号の事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（資産流動化計画の計画期間）</p> <p>第二条 法第二百三十条第十二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（政令で定める使用者）</p> <p>第一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二百三十条第九項第三号及び第二百三十三条第四十項第一号口に規定する政令で定める使用者は、法第二百三十条第八項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社（同条第一項に規定する特例旧特定目的会社をいう。）の使用者であつて、同条第九項第二号の事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（資産流動化計画の計画期間）</p> <p>第二条 法第二百三十条第十三項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二（同上）</p>

改正案	現行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ ト（略）</p> <p>チ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ナ、第十一号第一項第十八号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者</p> <p>リ ネ（略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ ネ（略）</p> <p>ナ 信託業、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ ト（同上）</p> <p>チ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ナ、第十一号第十八号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者</p> <p>リ ネ（同上）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ ネ（同上）</p> <p>ナ 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者</p>



<p>ラ～ヤ (略)</p> <p>二～十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(企画課の所掌事務)</p> <p>第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>十九～二十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行第一課の所掌事務)</p> <p>第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては同項第三号に掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 信託業、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者</p> <p>八・二 (略)</p>	<p>ラ～ヤ (同上)</p> <p>二～十三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(企画課の所掌事務)</p> <p>第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十七 (同上)</p> <p>十八 信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>十九～二十七 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(銀行第一課の所掌事務)</p> <p>第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては同項第三号に掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者</p> <p>八・二 (同上)</p>
--	---

2  
(略)  
二  
(略)

2  
(同上)  
二  
(同上)